

私たちの約束

私たちは本校生徒として、常に自覚を保ち、いかなる時、あらゆる場所においても立派に行動し得るように、ここに私たちの約束をかかげ、これを自主的に守り、いよいよ高く清い校風の樹立に努めます。

1. 生徒として

- (1) 上級生は下級生の手本となるよう心がけ、下級生は上級生を敬愛し、よりよい学校生活を築き上げるよう努力する。
- (2) 先生や来訪者に対して、常に尊敬と敬愛の気持ちを持ち、礼儀正しく接する。
- (3) 先生や来訪者はもちろんのこと、お互い同士も快く大きな声であいさつする。
- (4) 言葉づかいは明確で気品を保ち、他の人に不快な気持ちを与えないよう気をつける。
- (5) 職員室に入退室する際には、礼儀正しく振る舞う。
「失礼します」「失礼しました」
- (6) 役・委員に選ばれた者は、常に公平無私の精神をもって、全体の向上のために努力する。
- (7) 役・委員の選挙では、よく考えて代表としてふさわしい者を選ぶ。選ばれた役・委員に対して信頼を持ち、その任務遂行に協力する。

2. 登下校について

- (1) 交通規則を守り、中学生として自覚ある行動を心がける（信号を無視する、通行している人の妨げになるような歩き方をする等、絶対にしない）。
- (2) 予鈴（8時25分）までに登校して席についておく。集会時は8時25分までに決められた場所に整列する。
- (3) 登校してから下校までの間は、許可なく校外へは出ない。
- (4) 定められた下校時刻を厳守する（他の生徒を待つために校内に残らない）。
- (5) 下校の際は寄り道をせず、まっすぐに帰宅する（下校途中で公園等で遊んだり、友達を待ちたりしない）。
- (6) 登下校中の買い食い、不必要な店への立ち入りは絶対にしない。
- (7) 自転車通学をしない（特別に必要な場合は、担任の先生に申し出て許可を得る）。
- (8) 放課後等に学校指定の標準服や体操服を着用したまま、自転車に乗らない。
- (9) 公共交通機関の定期券購入の証明書は必要に応じて発行することができる。
- (10) 遅刻をした生徒は職員室に立ち寄り、先生の指示で「遅刻カード」に必要な事項を記入し、対応した先生とともに教室へ向かう。

3. 学習について

- (1) 教科学習は私たちのつとめ、進んで自学自習に努める。
- (2) 毎時間、始業のチャイムの前に自分の席につき、学習の準備をする（教室の移動は、始業のチャイムが鳴るまでに行う）。
- (3) 始業後、しばらくしても先生が来られない時は、学級代表が職員室へ連絡に行く。
- (4) 自習の場合は、学級代表または教科係が課題をみんなに連絡し、静かに学習する（補欠の先生が来られた時は、その指示に従う）。
- (5) 教科書、その他の学用品には、すべて学年・組・番号・名前を記入しておく。

4. 環境美化について

- (1) お互いが気持ちよく、楽しく学習できるように、校内の美化に心がける。
- (2) 紙くずやゴミが散乱しないように心がけ、見つけたらすぐ拾うようにする。
- (3) 学校のものはすべて公共物、常に大切に扱う。
- (4) 清掃用具等は大切に扱い、使用後は必ず元の場所に整頓しておく。
- (5) 学校の物を破損した場合は、すぐに担任の先生に連絡し指示に従う。

5. 日直について

- (1) 朝は少し早く登校し、みんながすがすがしい気持ちで学習できるよう整頓しておく。
- (2) 授業後、毎回黒板をふく。また、休憩時の換気にも注意する。

- (3) 教室移動の時や下校時には、教室の戸締り、施錠をきちんとする。廊下側の窓を閉めることも忘れない。
- (4) 学級日誌を記録し、担任の先生に提出する。
- (5) その他、担任の先生から指示された仕事を確実に行う。

6. 学校生活について

- (1) 学用品等は、定められたバッグとサブバッグに入れて登校する（部活動の用具・プールバッグも原則的には同じ）。
- (2) 始業のチャイム3分前に着席し、静かに先生が来られるのを待つ。
- (3) 常に真剣な態度で授業を受ける。
- (4) 始めのあいさつ、終わりのあいさつを礼儀正しく行う（自身の心にけじめをつける）。
- (5) 教室・廊下等で暴れたり、走りまわったりをせず、常に落ち着いて行動する。
- (6) 他の学年の教室・廊下には立ち入らない。
- (7) 授業中、気分が悪くなった時は、担当の先生の指示を仰ぐ。
- (8) 教科書等学用品は認められている物以外はすべて持ち帰る。
- (9) 水筒を持ってきてもよいが、中身はお茶、水またはスポーツドリンクとする（ペットボトルで持ってきてもよいが、空の容器は必ず持ち帰る）。
- (10) 昼食時、13:10（短縮時は12:50）までは教室から出ない。
- (11) 昼休み13:15から、ボールの貸し出しを行う（自分で勝手にボールを持ってこない）。
- (12) グラウンドではサッカーをしない。
- (13) 校舎内では絶対にボール遊びをしない。
- (14) 屋上等、危険な場所へは絶対に立ち入らない。
- (15) 遊戯品等、学習活動に不必要な物は絶対に持ってこない（菓子類・ゲーム類・将棋・トランプ・マンガ・雑誌類・化粧品類・刃物・携帯電話等は厳禁）。
- (16) エアコンの使用については、決められた規則をよく守る。
- (17) 許可なくエレベーターを使用しない。
- (18) 給食がない日に昼食を各自で用意する場合、家から弁当を持参するか、おにぎりやパン等を登校前に購入する。コンビニ弁当（他の弁当も）、麺類やデザート類は持ってこない。

7. 頭髪について

- (1) 男女とも、常に中学生らしい自然な髪型を心がけ、清潔に保つ。髪は染めたり脱色することなく、パーマ・カールもかけない。整髪料も使用しない。また、まゆ毛にも手を加えることなく、常に学習に差し支えることのないよう注意する。あみこみやヘアアレンジ、デザインカットも禁止とする。
- (2) 男子の髪については、次のように規定する。
 - ・耳にかぶさらない程度に切る。
 - ・前髪は目までとする。
 - ・うしろは刈りあげるか、襟よりも下にならないようにする。
- (3) 女子の髪については、次のように規定する。
 - ・前髪は目のじゃまにならないようにする。長くなったら切るか、黒・紺のピンでとめる。
 - ・肩以上に長くなった時は、黒・茶・紺のゴムひもでくくる。

8. 服装・持ち物について

- (1) 学校の規定した標準服・バッグ・サブバッグ・学校指定の体操服を用いる。服装は常に清潔と中学生らしい品位を保つよう心がける。
- (2) 校章・組章・名札・ボタン・ネクタイ等は、いつもきちんとつけておく（登下校時は、名札をはずしていてもよい）。
- (3) 生徒手帳は常に持参しておく。
- (4) 学习上必要のない物や不必要な金銭・貴重品は持参しない。
 - * 6の学校生活の欄の(15)を参照
- (5) 携帯電話・スマートフォンについては、学校に携行する場合、必ず申請書を提出し、許可を得ること。また電源を切り、職員室へ預け、下校時に返却してもらうこと。
- (6) 金銭の貸し借りや物品の売り買いなどは絶対にしない。

- (7) 持ち物をなくしたり、捨てたりした時は、すぐに担任の先生に届ける。
- (8) 靴は、白を基調とした運動靴をはく（靴全体の8割以上が白色であること）。靴ひもは白色のみ、マジックテープも可。ただし、ハイカット、厚底の靴は不可。
- (9) バッグやサブバッグにキーホルダー等をつけない。落書きも一切しない。
- (10) 男子はベルトを必ず使用する。色は、黒・茶・紺のものとする（幅はベルト通しの幅以内、ただし、極端に細いものや装飾性の高いものは不可）。
- (11) 女子はベルトを使用しない。サスペンダーの使用は可（色は夏服の時は白、冬服の時は白・黒・茶・紺のみとする）。
- (12) 靴下は白一色のものを使用する（スニーカーソックス等極端に短いもの、模様・飾りのついたものは不可）。
- (13) 指輪・腕輪・ピアスなどの装飾品は一切、身につけない（マニキュア等、化粧をすることも厳禁）。
- (14) 男子の冬服の下は、長袖カッターシャツ着用を原則とするが、夏用開襟シャツや半袖カッターシャツでも構わない。
- (15) カッターシャツや体操服の半袖シャツは、きちんとズボンやジャージ等の中に入れる。部活動時であっても、学校指定の体操服で活動している場合は、これに準ずる。

男子

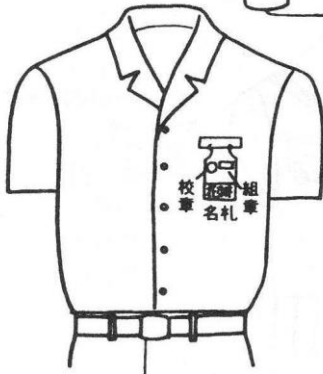
詰入り標準服

色 黒

ズボンはストレートの体型にあったものを着用する。

注意事項

- ・名札はボタンでとめること。
- ・標準服以外の変形したものは着用しないこと。



開襟シャツ又は半袖

カッター・色 純白

- ・カッター、開襟シャツのたけの短いものは禁止する。
- ・カッター、開襟シャツはすそをズボンの中に入れて着用する。
- ・カッターシャツの下に着るものは白色でワンポイントまでのものとする。

女子

セーラー服

- ・色濃紺
- ・線緑色3本
- ・ネクタイ緑

注意事項

- ・名札はボタンでとめること
- ・スカートはひだ数24 ひざが十分にかくれるだけがあること
- ・ネクタイは規定のものをつけること
- ・上着についても故意に変形させないこと



セーラー服
・色 白

9. 冬の防寒対策について

- (1) 時期は、原則 12月～3月とする。
- (2) 冬用標準服の下に、セーターや薄手のトレーナー、薄手のカーディガン、インナーダウン等を着てもよい。V首のものや首もとまでのものを着用する（ハイネックのものは不可）。また、首もとや袖先から服が出ないものを着用する。着用して良いか判断できない場合は、事前に学校と相談する。
- (3) 冬用標準服の下に着る服の色は派手でないもの（原則、白・黒・グレー・紺の単色で模様等のないもの）とする。

- (4) 体操服の上着、学校指定の防寒具を教室内で着用してもよい。また、ひざ掛けとして使用するのも許可する。ただし、テスト（授業内での小テスト等も含む）時は使用不可とする。
- (5) 登下校時のみ、手袋・マフラー・学校指定の防寒着を着用してもよい。手袋・マフラーは正門でとり、バッグ等になおす（教室等では、一切出さない）。防寒着は登下校の際、教室で着脱してよい。
- (6) カイロの使用も可（カイロに名前を書く 例…○年○組 名前）
- (7) 特に寒い時は、ベージュ、黒の無地のストッキング・タイツを着用してもよい。

10. 保健室の利用について

- (1) 授業時などに体調が悪くなった時は、担当の先生に申し出、保健室で適切な処置をうける（一人で行けない場合は、保健委員等がつきそう）。
- (2) 早退するよう指示があった時は、担任または担当の先生に連絡し、家庭連絡の後、帰宅する（帰宅後、必ず学校に電話で報告する）。
- (3) 用もないのに入室しない（薬をもらうための場ではない）。
- (4) 保健の先生に健康面の相談がある場合は、入室してもよい（その時の先生の指示に従う）。

11. 校外生活について

- (1) 外出の際は、保護者に行き先・用件・帰宅時間等を明確に伝えておく（子ども同士でカラオケには行かない）。無断外泊は絶対にしない。
- (2) 夜間の外出は、塾等の場合を除き、保護者同伴で行う。
- (3) 塾等の帰りは、寄り道等をせず、すみやかに帰宅する。
- (4) 遠出をする時は、保護者または保護者が委任した人といっしょに行く。
- (5) 危険な場所への立ち入りや危険な行為・不健全な行為は絶対にしない（喫煙・飲酒・シンナー遊び・出会い系サイト等々）。
* 大阪府条例により、午後7時（保護者同伴でも午後10時）から翌午前5時までは、カラオケボックス・ゲームセンター等の入場が禁止されています。
- (6) 交通道德や社会道德を守る。
- (7) 判断に迷った時は、保護者や担任の先生に相談する。
- (8) 万一、事件や事故にあった時は、速やかに学校に連絡する（緊急の場合は、警察へ）。

12. 休暇中の生活について

- (1) 健康について
 - ・眼や歯の治療をする。
 - ・食べ過ぎ等に注意する。
 - ・夜ふかしをやめ、睡眠を十分にとる。
 - ・自然に親しみ、心身を鍛える。
- (2) 学習について
 - ・宿題は早めにやりとげる。
 - ・自分で計画した勉強をおしすすめる。
 - ・良い本をたくさん読む。
- (3) 遊びについて
 - ・11の校外生活の欄の(1)～(5)等を参照
- (4) 家庭生活について
 - ・規則正しい生活習慣を心がける。
 - ・家族と協力し、家庭生活を明るくするようにする。

13. 届書について

- (1) 遅刻・早退・欠課・欠席・忌引・体育授業の見学など事前の許可願は、生徒手帳の連絡欄に必要事項を記入し、保護者捺印の上、学級担任に届け出る。
- (2) 当日の欠席などの場合は、保護者が電話でその旨を学級担任に連絡するか、ミマモルメで連絡する。
- (3) その他、特別の許可を必要とする場合も、まず学級担任に連絡し相談する。